

入札説明書

(参議院議員通常選挙用期日前投票システム用端末等機器一式買入)

令和 7 年 3 月

大阪市行政委員会事務局

大阪市告示第393号にかかる入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 公 告 日：令和7年3月21日（金）
- (2) 担当部局：大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）
電話 06 - 6208 - 8514
電子メールアドレス vg0008@city.osaka.lg.jp
- (3) 調達件名：参議院議員通常選挙用期日前投票システム用端末等機器一式買入
（以下「本件」という。）
- (4) 納入期限：令和7年6月30日（月）
- (5) 納入場所：別添仕様書のとおり

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に物品種目「26：OA機器・用品」で登録していること

なお、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、大阪市入札参加資格申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば、契約管局契約部契約課委託・物品契約グループで当該審査を行う（申請の際には、必ずWTO適用入札にかかる申請である旨を告げること。）。ただし、令和7年4月4日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (5) 平成27年度以降元請として当該物品又はこれと類似する物品について、同等程度以上規模（本案件買入数量の1/2以上）の納入実績を有すること
- (6) 本件を担当する事業所において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくはISO/IEC27001又はJISQ27001の認証を受けていること、あるいはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

3 開札までの手続等に関する事項

- (1) 入札参加申請

ア 交付資料（入札説明書等）

- 資料1 入札説明書
- 資料2 仕様書
- 資料3 契約条項

様式

- 様式1 入札参加申請書
- 様式2 入札参加資格審査申請書

- 様式3 納入実績調書
- 様式4 仕様書等に関する質問票
- 様式5 入札辞退届
- 様式6 委任状
- 様式7 その他入札に関する通知事項
- 様式8 入札書錯誤無効届

イ 交付期間

令和7年3月21日（金）から令和7年4月4日（金）まで（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時30分から午後5時までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

ウ 交付場所：行政委員会事務局ホームページ上及び担当部局（1－（2）に同じ。）

エ 費用：無償により交付する。

オ 入札参加申請書類

- （ア）入札参加申請書（様式1）
- （イ）入札参加資格審査申請書（様式2）
- （ウ）納入実績調書（様式3）
- （エ）納入実績となる契約書等の写し
- （オ）プライバシーマーク又はISO/IEC27001若しくはJISQ27001の認証取得に関する登録証等の写し、あるいはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の写し

カ 受付期間

3－（1）－イに同じ

キ 受付方法及び受付場所

持参または大阪市契約規則第25条第2項に規定する郵便等（書留郵便等配達記録が残るもの。以下「郵便等」という。）により、担当部局（1－（2）に同じ）に、上記カまでに必着のこと

（2） 入札参加資格の審査及び通知

ア 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和7年4月17日（木）付け（予定）で書面により通知する。

イ 入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

ウ 入札参加資格を認めた申請者には、同日より担当部局（1－（2）に同じ）において入札書を交付する。

（3） 入札参加資格を認められなかった申請者に対する理由の説明

ア 入札参加を認められなかった申請者は、当局に対してその理由について説明を求めることができる。

イ 説明を求める場合には、令和7年4月28日（月）午前10時までに書面を担当部局（1－（2）に同じ。）に提出しなければならない。郵便等による提出の場合は、受付期間内に担当部局（1－（2）に同じ）あて必着のこと

ウ 説明を求められたときは、令和7年5月1日（木）までに書面で回答する。

（4） 質問事項の受付、締切及び回答

ア 資料2「仕様書」の内容等についての質問は、様式4「仕様書等に関する質問票」に記載し、メールにより提出すること

イ 質問の受付は、令和7年3月21日（金）から令和7年4月4日（金）まで（休日

を除く。)の午前9時30分から午後5時までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。)とする。なお、締切り以降の質問については受け付けない。また、メールで提出の上、受信確認のため、送信後必ず担当部局(1-(2)に同じ)へ電話での連絡を行うこと

ウ 受け付けた質問については、令和7年4月17日(木)から令和7年5月2日(金)まで大阪市ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

(5) 入札執行日時及び場所等

ア 入札執行の日時

令和7年5月2日(金)午前9時30分から午前10時まで

イ 入札執行の場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所地下1階 北東側)

大阪市行政委員会事務局委員室

ただし、郵便等による入札の場合は令和7年5月1日(木)午後5時までに担当部局(1-(2)に同じ)あて必着のこと

なお、この場合は二重封筒を用い、表封筒に入札案件名称を明記するとともに「入札書在中」と朱書きのうえ担当部局(1-(2)に同じ)宛親展とし、内封筒に「入札書」と記載すること

(6) 入札に参加することができない者

ア 入札参加受付期限までに参加申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

イ 入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「2 入札参加者の資格に関する事項」の要件を満たさなくなった者

(7) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人 不要

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の提出にあたっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、代表者印若しくは受任者印(使用印鑑届出書で届け出た印)を必ず押印すること

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に様式6の委任状を作成し、提出するものとする。

ウ 落札者の決定にあたって、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象物品の買入については100分の8)に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

エ 入札書の金額欄には、総額(本件に要する一切の諸経費を含めた金額)を記載すること

(9) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(5)ーイにおいて行う。

(10) 開札に関する事項

開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 大阪市契約規則第28条第1項に該当する入札
- イ 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- エ 入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札
- オ 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

(12) 入札の中止等

- ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。
 - イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。
- なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、辞退する場合、入札執行日時までに、様式5「入札辞退届」を提出すること

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(14) その他

- ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- イ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ウ その他、本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）及び大阪市契約規則の定めるところによる。
- エ 資料2「仕様書」等の交付資料について、本市の許可を得ることなく無断で使用することを認めないものとする。

4 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- ア 落札者とししない場合
入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合。
- オ 落札者が契約しない場合の対応
落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

(2) 落札者の公表等

落札者については、大阪市ホームページにおいて公表するものとする。また、落札の結果については、各入札参加者に書面により通知する。

5 調達手続の停止について

大阪市契約制度等審査会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することがある。

6 その他

- (1) この調達、WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 違約金の徴収
落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第21条第2項により落札金額の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (5) 本入札にあたっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は、大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (8) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (9) 落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「1－(2) 担当部局」に別途仕様書末尾添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」の両面印刷したものを提出するとともに、契約締結の手続を行うこと。
- (10) 落札者または契約の相手方に決定され、契約保証金の納付免除申請をする場合は、遅滞なく、「1－(2) 担当部局」に別途仕様書末尾添付の「実績調書（契約保証金免除申請用）」を提出すること
- (11) 契約の締結は、令和7年度予算が発効したときとする。